

高齢者の団体の施設利用補助金の補助率について

大野城市のスポーツ登録において高齢者(65歳以上)の割合が増えてまいりましたことから、高齢者の団体(65歳以上の者が構成人数の4分の3以上で構成されている団体)については、平成26年度から施設利用補助金の補助率が75%に変更となっています。

このことについて、下記の点に十分注意し申請書(様式第1号)、会員名簿(様式第8号)を記入してください。

記

1. 平成30年6月1日時点の登録において65歳以上の団員(高齢者)が構成人数の4分の3以上の団体については、平成30年度の施設利用補助金の補助率を75%として算出します。

※市外者でも65歳以上であれば、高齢者の数に含みます。

※年度の途中で高齢者の割合が変動したもの(高齢者の割合が4分の3以上となった又は、4分の3を下回った)については、当該年度の施設利用補助金の補助率になんら影響を与えるものではありません。あくまで6月1日時点の登録がその年度の補助率に反映されます。

2. 様式第8号の名簿には、必ず年齢(平成30年6月1日現在)を記入してください。

また、様式第1号の「高齢者」欄に65歳以上の人数を記載し、(3/4以上)の項目に○を付けてください。

※様式第8号の名簿に年齢がないものについては、65歳以上の数には含めませんのでご注意ください。